

キーワード

斎場

里塚斎場の大規模改修始まる

平成19・20年度は山口斎場のみの利用となります



大規模な改修工事を予定しているため、里塚斎場を四月から平成二十一年三月までの二年間、全面休場します。里塚斎場は、昭和五十九年七月に開場して以来、二十二年間にわたり利用されてきました。そのため、建物や火葬炉などの設備の老朽化が進み、耐用の限界を迎えていました。今回の改修は、昨年四月に、手稲区に山口斎場が完成し、一定期間の休場が可能になっ

たことから行うもの。将来の火葬需要に対応するため、二年間かけて建物、設備、火葬炉について大規模な改修を行います。休場期間中は、山口斎場を利用していただくこととなります。混雑が予想され、市民の皆さんには大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

★改修の主なポイント★

より使いやすくなります

- 1 会葬者控室を、いす・テーブルを備えた和洋折衷型に改修します。
- 2 新たにエレベーターを設置します。
- 3 人工肛門の方（オストメイト）もご利用できる多目的トイレに改修します。
- 4 玄関前のひさしを大きくし、雨や雪にあたらずに入出りできるように改修します。



新しい負担軽減策による主な変更点①

負担上限月額引き下げ

● 訪問サービス・日中活動サービスなどの利用者

平成18年4月～ 障害者自立支援法	平成19年1月～ 市独自の軽減策	平成19年4月～ 新しい負担軽減策
一般（課税世帯） …37,200円	一般（課税世帯） …37,200円	一般① …37,200円 一般② …9,300円
低所得① …24,600円	低所得① …12,300円	低所得① …6,150円
低所得② …15,000円	低所得② …7,500円	低所得② …3,750円

※低所得①:本人の年収が80万円を超える市民税非課税世帯
 ※低所得②:本人の年収が80万円以下の市民税非課税世帯
 ※一般①:所得割額が10万円以上の市民税課税世帯
 ※一般②:所得割額が10万円未満の市民税課税世帯

新しい負担軽減策による主な変更点②

工賃控除の拡大

- 施設入所者
定率負担分、食費・光熱水費の負担額の認定に当たり、年間28.8万円まで工賃収入を控除します。
- グループホーム・ケアホーム入所者
定率負担分の認定に当たり、年間28.8万円まで工賃収入を控除します。

キーワード

障害者自立支援法

障害者自立支援法における障害福祉サービスの利用者負担について、四月から新しい軽減策が適用されます。今回の軽減策では、収入が少ないなど、一定の要件を満たした方の負担上限月額が最大で引き下げられます。また、施設入所者などが作業によって得る収入に対する控除が拡大されます。

障害者自立支援法における障害福祉サービスの利用者負担について、四月から新しい軽減策が適用されます。今回の軽減策では、収入が少ないなど、一定の要件を満たした方の負担上限月額が最大で引き下げられます。また、施設入所者などが作業によって得る収入に対する控除が拡大されます。

936

【詳細】障がい福祉課（211）2



つつる路面対策

横断歩道や、バスやタクシーの乗降場所、ロードヒーティングの切れ目は滑りやすくなっています。交差点、区役所、まちセンなどに砂を置いていますので、砂まきにご協力ください。

【詳細】雪対策室計画課 ☎211-2682